

**「木造住宅耐震診断・改修等補助制度」・「ブロック塀等除却・改修等補助制度」**

震災に強い安全・安心なま  
ちづくりを推進するため、旧  
耐震基準で建てられた木造住  
宅の耐震改修などやブロック  
塀の除却・改修など工事費の  
一部に補助金を交付します。  
※予算に限りがあります。

**【耐震診断費等補助金】**

**●対象となる住宅**

- ・ 次の要件を全て満たすこと
- ・ 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された住宅
- ・ 木造2階建て以下の住宅
- ・ 在来軸組工法による住宅（賃貸は除く）
- ・ 初めて補助対象となる住宅

**●補助額**

- ・ 耐震診断のみの場合、最大2万円
- ・ 補強計画策定のみの場合、最大8万円
- ・ 耐震診断と補強計画の策定をした場合、最大10万円

**【耐震改修・建替え補助金】**

**●対象となる住宅**

診断の結果、改修または建  
替えが必要な住宅

※建替えの場合はその建物  
（延べ面積70㎡以上）を除却  
して同一敷地内に建て替え  
ることが条件

**●改修の補助額**

- ・ 補強計画策定を含めて改修を行う場合、改修費用の5分の4または100万円のいずれか低い額（ただし、補強計画策定のみ補助との重複不可）
- ・ 補強計画策定済みの場合、改修費用の2分の1または80万円のいずれか低い額

**●建替えの補助額**

100万円（基礎額）

**●上乗せ補助額**

- ・ 県産出材を10㎡以上使用する場合は10万円
- ・ さらに、県産出材のうち八溝材を10㎡以上使用する場合は5万円加算
- ・ 耐震強度上乗せの場合は20万円（ただし、契約業者の本社所在地が市内または本市に隣接する市町に限る）
- ・ 改修または建替え工事の契約業者の本社所在地が市内の場合は10万円

**【ブロック塀等の除却・建替え・改修補助金】**

**●対象となるブロック塀**

- ・ 次の要件を全て満たすこと
- ・ 通学路に指定されている道、国道、県道または用途地域内の市道に面している塀
- ・ 建築基準法施行令に掲げる基準を満たしていない塀

**●補助額**

- ・ 除却の場合、工事費の3分の2で最大16万円
- ・ 建替えまたは改修の場合、工事費の3分の2で最大20万円

※ブロック塀などの工事業者は、市内に事務所が事業所がある法人または市内の個人事業者に限定

申請前に対象となる住宅やブロック塀を解体したり、工事請負契約を締結して建築工事を行った場合は、補助対象になりませんので十分ご注意ください。

詳しい要件や必要書類などは、左記へお問い合わせください。

**問申** 建築指導課 **本** 5階

TEL (23) 1178

**「子どもの人権110番」  
電話相談を実施します**

いじめ、いやがらせ、強制・強要、暴行・虐待などさまざまな子どもの人権問題をめぐる相談に応じます。悩みを持った児童・生徒および保護者の方は気軽に相談ください。

※秘密は厳守します。

**●日時**：8月28日（金）～9月3日（土）午前8時30分～午後7時（土）は午前10時～午後5時

**【子どもの人権110番】**

TEL 0120(007)110  
宇都宮地方方法務局  
栃木県人権擁護委員連合会  
TEL 028(623)6333

**「被害者支援センターとちぎ」をご存じですか**

**概要**：公益社団法人被害者支援センターとちぎは、栃木県公安委員会指定の「犯罪被害者等早期援助団体」として、犯罪などの被害者およびその家族や遺族に対して、精神的ケアを行って

います。また、社会全体の被害者支援意識の高揚を図

り、被害回復や軽減に資することを目的とする団体です。

**●主な活動内容**

- ① 支援員による被害者などへの電話による相談、必要に応じた継続的な面接相談
- ② 弁護士による法律相談、臨床心理士によるカウンセリング（要予約）
- ③ 支援員による裁判や病院への付き添い支援
- ④ 被害者グループへの援助
- ⑤ 被害者が置かれた現状と支援の必要性を社会に周知するための広報・啓発活動

**●支援を希望されるとき**

事件を担当する警察署、または被害者支援センターとちぎまでご連絡ください。

**●相談電話**

TEL 028(643)3940  
（相談無料）

平日午前10時～午後4時（必要に応じて予約制で面接相談・弁護士相談も行います）

**問** 危機管理課 **本** 3階

TEL (23) 9301

**本** 本庁舎（新庁舎）

**湯** 湯津上庁舎

**黒** 黒羽庁舎

**生** 生涯学習センター

**体** 県立県北体育館

**正しい下水道利用にご協力をお願いします**

下水道は正しく使わなければ、下水道本管が詰まったり、汚水があふれたりします。次の注意事項をご確認いただき、正しいご利用にご協力ください。

▼トイレトペーパーと排泄物以外のものをトイレに流さないでください。トイレに流せると書いてあるトイレクリーナーやおしり拭きなども、可能な限り燃やせるゴミとして処分してください。

▼野菜くずや油なども流さないでください。特に豚肉や牛肉などの脂肪は冷え固まると詰まりの原因になります。新聞紙で拭き取るなど燃やせるゴミとして処分してください。

▼下水道に雨水は流せません。雨水が入り込んでしまうので、外流しの下水道接続も基本的に認めていません。

**問** 下水道課 **本** 5階  
(23) 8712

**「全国一斉 司法書士による手続支援のための養育費相談会」開催**

栃木県青年司法書士協議会で養育費に関する電話相談会を開催します。

養育費でお困りの方は、ぜひご相談ください。

※秘密厳守、予約不要

●日時：9月12日(土)

午前10時～午後4時

●費用：無料

●電話：0120(567)301(フリーダイヤル)

**問** 栃木県青年司法書士協議会  
TEL 0289(64)4805

**文化・教養**



**令和2年度芸術講座 受講生追加募集**

●期日：9月5日(土)～11月15日(日)

●対象：高校生以上

●定員：各講座20名程度

●場所：芸術文化研究所(中野内580)

●費用：月2000円(教材費・モデル代)

| 講座名       | コース  | 内容   | 講師・時間                                      |
|-----------|------|--|--|
| デッサンと彫刻入門 | 粘土   | 身近なものをテーマにデッサンし、焼成用粘土(テラコッタ)を使い、彫刻の基礎を楽しく学ぶ初級者向けのコース | 日原 公大<br>市村 多真美<br>御寄 翔太郎<br>毎週(土) 午後1時～4時 |
|           | 木彫石彫 | 木彫は市の木であるイチヨウを、石彫は芦野石を使い立体物を制作する中級者向けのコース            |  |
| デッサンと絵画入門 | デッサン | 鉛筆、木炭などを活用しながら、静物デッサンなどを行う初級者向けのコース                  | 御寄 翔太郎<br>ほか1名<br>毎週(日) 午後1時～4時            |
|           | 絵画   | 油彩、水彩などさまざまな描画素材を活用しながら、表現を楽しく学ぶ中級者向けのコース            |  |

**問** 芸術文化研究所(受付) 後4時  
TEL FAX (59) 0004

**なす風土記の丘湯津上資料館 夏季ミニ企画展および関連イベント**

■「探検！大田原の遺跡 発掘調査速報展」

市内湯津上地区に所在する小松原遺跡についてわかりやすく紹介します。

●期間：8月1日(土)～9月6日(日)

●開館時間：午前9時～午後5時

●休館日：月曜日(祝日の場合は次の平日)

●場所：なす風土記の丘湯津上資料館

●入館料  
一般100円(80円)

高校生・学生 50円(40円)  
小・中学生無料

※( )は20名以上の団体料金

●ギャラリートーク  
●日時：8月2日(日)・9月6日(日) 午後1時30分から

●費用：無料

●縄文土器の拓本でしおり作り・キーホルダーと缶バッジ作り

●費用：無料

●要入館料  
●期間中は毎日開催しています。(申込不要)

**問** なす風土記の丘湯津上資料館  
TEL (98) 3322



縄文土器拓本のしおり

**「なす地域学講座」受講生募集**

湯津上周辺の史跡解説ボランティアとして活動を希望する方・地域の歴史に興味のある方を対象とした講座を開講します。地域の歴史を学び、理解を深めるため市内の有識者が専門分野の講座を行います。

●日時：第1回 8月23日(日) 午後1時30分から

●場所：湯津上庁舎会議室

●テーマ  
「ガイダンス・館長講話」

●定員：20名程度

●費用：無料

●申込方法：事前に左記へご連絡ください。  
**問** なす風土記の丘湯津上資料館  
TEL (98) 3322